

# 福井県保険者協議会設置運営規程

## (目的)

第1条 福井県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、福井県内医療保険保険者が連携・協力し、保健事業等の円滑、効率的な実施等により被保険者等の健康保持、増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的とする。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うこととする。

- (1) 保健事業等の共同実施に関する事
- (2) 各保険者の独自保健事業についての情報交換に関する事
- (3) 医療費の調査・分析・評価に関する事
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事
- (5) 医療計画の策定及び変更に対する意見提出に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関する事

## (構成)

第3条 協議会は次の区分による委員をもって構成する。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 国民健康保険市町を代表する者     | 4名 |
| (2) 健康保険組合連合会を代表する者    | 3名 |
| (3) 全国健康保険協会福井支部を代表する者 | 3名 |
| (4) 各共済組合を代表する者        | 1名 |
| (5) 国民健康保険組合を代表する者     | 1名 |
| (6) 国民健康保険団体連合会を代表する者  | 1名 |
| (7) 後期高齢者医療広域連合を代表する者  | 1名 |
| (8) 福井県                | 2名 |

2 第3条第1項第8号に掲げる委員は、特別委員とする。

3 協議会は、必要に応じて福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、福井県栄養士会、福井県看護協会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

4 第2条第5号に掲げる事項については、第3条第1項第8号に掲げる者は議決権を有さないものとする。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第5条 協議会には会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 会長は会務を掌理し、協議会の議長となる。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職を代理する。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、福井県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、会長が互選されるまでの間、福井県国民健康保険団体連合会理事長が招集する。

(専門部会の設置)

第8条 協議会には、第2条の具体的実施の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。

3 前項の定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担するものとする。ただし、特別委員については、費用の負担はないものとする。

2 負担割合については、事務局で調整し、各構成員の了承を得る。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 7月17日から施行する。